

中央更生保護審査会 標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	(名称) 小分類			
1 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政文書の開示請求に係る開示決定等に関する重要な経緯	開示決定等をするための決裁文書その他開示決定等に至る過程が記録された文書	・ 行政文書開示決定等に係る決裁文書 ・ 開示決定等の期限の延長に係る決裁文書	情報公開	行政文書の開示請求	開示決定等（〇〇年度決定分）	5年	廃棄	
		①開示決定等に関する文書	・ 行政文書開示請求書	情報公開	行政文書の開示請求	行政文書開示請求書（〇〇年度受領分）	1年	廃棄	
	(2) 行政文書の開示請求に係る開示決定等に関すること	②開示の実施に関する文書	・ 行政文書の開示の実施方法等申出書	情報公開	行政文書の開示請求	行政文書の開示の実施方法等申出書（〇〇年度受領分）	1年	廃棄	
		③開示請求の事案管理に関する帳簿	・ 行政文書開示請求事案管理簿 ・ 行政文書の開示請求等に関する協議整理簿	情報公開	行政文書の開示請求	行政文書開示請求事案管理簿	3年	廃棄	
		(3) 行政文書の開示請求に係る開示決定等に対する不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①審査請求書	・ 審査請求書	情報公開	審査請求	裁決（〇〇年度裁決分）	裁決その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
	②審議会等文書		・ 諮問書の写し ・ 答申書						
	③裁決その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書		・ 裁決に係る決裁文書						
	④裁決書		・ 裁決書						
	(4) 行政文書の開示請求に係る開示決定等に対する国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	・ 係属に関する通知	情報公開	訴訟	〇〇裁判所〇〇年（〇）第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・ 調査回報に関する決裁文書 ・ 答弁書の写し ・ 準備書面の写し ・ 各種申立書の写し ・ 口頭弁論・証人等調書の写し ・ 書証の写し						
③判決書又は和解調書		・ 判決書の写し ・ 和解調書の写し							
(5) 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る決定等に関する重要な経緯	開示・訂正・利用停止決定等をするための決裁文書その他開示・訂正・利用停止決定等に至る過程が記録された文書	・ 開示・訂正・利用停止決定等に係る決裁文書 ・ 開示・訂正・利用停止決定期限の延長等に係る決裁文書	個人情報保護	保有個人情報開示・訂正・利用停止請求手続	開示決定等（〇〇年度決定分）	5年	廃棄		
(6) 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る開示決定等に関すること	①開示・訂正・利用停止決定等に関する文書	・ 保有個人情報開示・訂正・利用停止請求書 ・ 補正等を求めた通知書	個人情報保護	保有個人情報開示・訂正・利用停止請求手続	請求書（〇〇年度受領分）	1年	廃棄		
	②開示の実施に関する文書	・ 保有個人情報の開示の実施方法等申出書	個人情報保護	保有個人情報開示・訂正・利用停止請求手続	保有個人情報の開示の実施方法等申出書（〇〇年度受領分）	1年	廃棄		

		③開示・訂正・利用停止請求手続の管理に関する帳簿	・保有個人情報開示・訂正・利用停止請求事案管理簿 ・保有個人情報の開示請求に関する協議整理簿	個人情報保護	保有個人情報開示・訂正・利用停止請求手続	保有個人情報開示・訂正・利用停止請求事案管理簿	3年	廃棄	
	(7)保有個人情報開示請求手続に係る開示決定等の不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①審査請求書	・審査請求書	個人情報保護	審査請求	裁決（〇〇年度裁決分）	裁決その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
		②審議会等文書	・諮問書の写し ・答申書						
		③裁決その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・裁決に係る決裁文書						
		④裁決書	・裁決書						
	(8)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①裁決書	・裁決書	中央更生保護審査会	行政不服審査	審査請求事件決定記録（〇〇年）	裁決がされる日に係る特定日以後10年	廃棄	
		②審査請求書及び裁決するための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・審査請求書 ・弁明書 ・反論書						
2	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	更生保護事業法第59条に係る意見聴取に関する文書	意見聴取関係資料	更生保護事業	更生保護事業の認可等	意見聴取に関する文書	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	以下について移管・更生保護法人等の設立・廃止等・指導・監督等に関するもの
		(2)行政文書の開示請求に係る開示決定等に関する重要な経緯	開示決定等をするための決裁文書その他開示決定等に至る過程が記録された文書	・行政文書開示決定等に係る決裁文書 ・開示決定等の期限の延長に係る決裁文書	情報公開	行政文書の開示請求	開示決定等（〇〇年度決定分）	5年	廃棄
		(3)行政文書の開示請求に係る開示決定等に関すること	①開示決定等に関する文書	・行政文書開示請求書	情報公開	行政文書の開示請求	行政文書開示請求書（〇〇年度受領分）	1年	廃棄
			②開示の実施に関する文書	・行政文書の開示の実施方法等申出書	情報公開	行政文書の開示請求	行政文書の開示の実施方法等申出書（〇〇年度受領分）	1年	廃棄
			③開示請求の事案管理に関する帳簿	・行政文書開示請求事案管理簿 ・行政文書の開示請求等に関する協議整理簿	情報公開	行政文書の開示請求	行政文書開示請求事案管理簿	3年	廃棄
		(4)行政文書の開示請求に係る開示決定等に対する不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①審査請求書	・審査請求書	情報公開	審査請求	裁決（〇〇年度裁決分）	裁決その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			②審議会等文書	・諮問書の写し ・答申書					
			③裁決その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・裁決に係る決裁文書					
			④裁決書	・裁決書					

		(5) 行政文書の開示請求に係る開示決定等に対する国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	① 訴訟の提起に関する文書 ② 訴訟における主張又は立証に関する文書 ③ 判決書又は和解調書	・ 係属に関する通知 ・ 調査回報に関する決裁文書 ・ 答弁書の写し ・ 準備書面の写し ・ 各種申立書の写し ・ 口頭弁論・証人等調書の写し ・ 書証の写し ・ 判決書の写し ・ 和解調書の写し	情報公開	訴訟	〇〇裁判所〇〇年(〇)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの		
3	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	① 行政文書の管理に関する文書	・ 中央更生保護審査会の行政文書の管理に関する照会・回答	中央更生保護審査会	行政文書の管理	照会・回答(〇〇年度)	1年	廃棄		
			② 行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・ 標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書	行政文書の管理	標準文書保存期間基準	制定・改定(〇〇年度)	10年	廃棄		
				・ 標準文書保存期間基準	行政文書の管理	現行基準	中央更生保護審査会標準文書保存期間基準	常用	廃棄		
4	恩赦等に関する事項	(1) 特赦, 特定の者に対する減刑又は刑の執行の免除等に関する重要な経緯	① 特赦, 特定の者に対する減刑又は刑の執行の免除等の審理(相当)に関する文書	・ 恩赦上申書類 ・ 議決書 ・ 恩赦の申出に関する文書 ・ 共助刑減免上申書類 ・ 議決書 ・ 共助刑の減免の申出に関する文書	個別恩赦 共助刑減免	特赦・減刑・刑の執行の免除(相当) 共助刑減免(相当)	恩赦相当記録(特赦・減刑・刑の執行の免除)(〇〇年) 共助刑減免相当記録(〇〇年)	20年 20年	廃棄 廃棄	更生保護法施行令 更生保護法施行令	
			② 特赦, 特定の者に対する減刑又は刑の執行の免除等の審理(不相当)に関する文書	・ 恩赦上申書類 ・ 議決書 ・ 不相当の通知に関する文書 ・ 共助刑減免上申書類 ・ 議決書 ・ 不相当の通知に関する文書	個別恩赦 共助刑減免	特赦・減刑・刑の執行の免除(不相当) 共助刑減免(不相当)	恩赦不相当記録(特赦・減刑・刑の執行の免除)(〇〇年) 共助刑減免不相当記録(〇〇年)	10年 10年	廃棄 廃棄		
			(2) 特定の者に対する復権に関する重要な経緯	① 特定の者に対する復権の審理(相当)に関する文書	・ 恩赦上申書類 ・ 議決書 ・ 恩赦の申出に関する文書	個別恩赦	復権(相当)	恩赦相当記録(復権)(〇〇年)	10年	廃棄	更生保護法施行令
				② 特定の者に対する復権の審理(不相当)に関する文書	・ 恩赦上申書類 ・ 議決書 ・ 不相当の通知に関する文書	個別恩赦	復権(不相当)	恩赦不相当記録(復権)(〇〇年)	5年	廃棄	
			(3) 審理の終結	審理の終結に関する文書	・ 恩赦上申書類 ・ 審理終結に係る通知を发出するための決裁文書	個別恩赦	審理終結	恩赦審理終結記録(〇〇年)	10年	廃棄	
					・ 共助刑減免上申書類 ・ 審理終結に係る通知を发出するための決裁文書	共助刑減免	審理終結	共助刑減免審理終結記録(〇〇年)	10年	廃棄	
		(4) 出願期間の短縮	出願期間短縮に関する文書	・ 恩赦出願期間短縮上申書類 ・ 議決書 ・ 出願期間短縮の許可又は不許可に係る通知に関する文書	個別恩赦	出願期間短縮	恩赦出願期間短縮記録(〇〇年)	10年	廃棄		
				・ 共助刑減免出願期間短縮上申書類 ・ 議決書 ・ 出願期間短縮の許可又は不許可に係る通知に関する文書	共助刑減免	出願期間短縮	共助刑減免出願期間短縮記録(〇〇年)	10年	廃棄		
		(5) 個別恩赦等の受理処理	個別恩赦等の受理処理に関する文書	・ 個別恩赦受理処理簿	個別恩赦	受理処理	個別恩赦受理処理簿(〇〇年)	受理簿に記載された全ての事件について処理が完了した特定日以後3年	廃棄		
				・ 共助刑減免受理処理簿	共助刑減免	受理処理	共助刑減免受理処理簿(〇〇年)	受理簿に記載された全ての事件について処理が完了した特定日以後3年	廃棄		

5	庶務に関する事項	執務の記録	執務の記録に関する文書	・執務記録	中央更生保護審査会	執務記録	中央更生保護審査会執務記録（〇〇年）	3年	廃棄	
<p>備考 本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。</p>										

(注)

法律及びこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。